

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	保)濃縮個別 02 R2
提出年月日	2023年9月8日

## 事業変更許可との整合性に係る補足説明資料

本資料は、【保)濃縮個別 02 R1】の改訂版(R2)である。

改訂内容を以下に示す。

○添付において、【保)濃縮個別 01】で示した補正申請の対応方針を踏まえた変更内容の反映及び当該箇所に対応する事業変更許可を追加

※【保)濃縮個別 02 R1】から変更した部分を青字にて示す。

## 目 次

- 1. 概要..... 1
- 2. 事業変更許可との整合性に係る説明..... 1

添付 事業変更許可と保安規定の記載整理表

## 1. 概要

本資料は、ウラン濃縮加工施設保安規定と「加工の事業変更の許可」※（以下「事業変更許可」という。）との整合性について説明するものである。

※：平成 29 年 5 月 17 日付け原規規発第 1705174 号をもって許可

## 2. 事業変更許可との整合性に係る説明

今回の保安規定の変更内容について、事業変更許可との整合性を添付に示す。

なお、保安規定変更認可申請における「2. 変更の理由」のうち「(2) 記載の適正化」を除く。

添付 事業変更許可と保安規定の記載整理表

保安規定変更箇所(記載の適正化を除く)	事業変更許可(本文)	事業変更許可(添付書類)	説明
<p>第21条の4(重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備)</p> <p>(重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備)</p> <p>第21条の4 運営管理課長は、重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うための体制の整備として、次の各号を含む第6条の表1に掲げる文書(「加工施設 異常事象対策要領」)を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>また、本文書は、添付2「重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準」に従い作成する。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な資機材等を配備する。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>一、加工施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項</p> <p>ロ 重大事故に至るおそれがある事故 事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果</p> <p>(二) 重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な資機材等本施設では、重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な資機材等を整備するものとし、UF<sub>6</sub>の漏えいに伴う化学的影響を考慮したものとする。</p> <p>資機材等については、対策活動に必要な保有数・容量を考慮するとともに、事故時に確実に使用することができるよう保管場所及び保管中の機能維持について考慮し、作業環境を踏まえた機能を有するものを配備する。また、アクセスルートを適切に考慮して事故時において確実に対策が実施できるようにする。</p> <p>(別-133)</p>	<p>(添付書類七)</p> <p>ロ 重大事故に至るおそれがある事故 事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果</p> <p>(二) 重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な資機材等 事故の対処に必要な資機材として、消防自動車、放射線測定機器類、通信連絡設備、化学防護服、防護具等を整備する。また、対処に必要な量の貯水槽を整備する。これらの資機材は、必要な個数及び容量を整備する。さらに、大地震等の自然現象、航空機落下等の人為事象の影響により使用不可能とならないよう複数箇所分散配置、隔離配置し、転倒・飛散防止対策を講じるとともに、短時間で活動場所へ移動できる場所に保管する。</p> <p>本施設が大規模損壊に至る場合であっても、本施設専用の消防自動車により建屋及び建屋周辺に放水することで対処する。</p> <p>重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な資機材等を表7-1、屋内の主要資機材置場を図7-1-1、屋外の主要資機材置場を図7-1-2に示す。</p> <p>[ページ7-21]</p>	<p>左記のとおり事業変更許可に重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊に対処するために必要な資機材等に係る記載があり、保安規定の記載と齟齬がない。</p> <p>なお、事業変更許可における「資機材等」の用語の整合性が図られていないものがあるため、次回の事業変更許可申請時に適切に修正する。(事業変更許可における対応については、以下同様)</p>
<p>添付2 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準(第21条の4関連)</p>	<p>一、加工施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項</p> <p>ロ 重大事故に至るおそれがある事故 事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果</p> <p>(六) 大規模損壊発生時の対応 想定を上回る自然現象等による外力により、本施設が大規模な損壊に至ることがあった場合でも、大規模な火災が発生したときには、消火活動に当たり、建屋が大規模な損壊に至った場合には、建屋周囲への放水及び漏えい発生箇所周辺へ直接放水することにより、工場等周辺への気体状のUF<sub>6</sub>等の拡散を抑制し、事故の進展防止、影響緩和を図るが、濃縮事業部単独での対処が困難なときは、他事業部及び他事業者へ協力要請を行う。</p> <p>また、これらの対策活動に必要な手順書、体制および資機材等を整備するとともに、対策活動の知識・技能向上を図るため、教育・訓練を定期的に行う。</p> <p>(別-134)</p>	<p>(添付書類七)</p> <p>ロ 重大事故に至るおそれがある事故 事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果</p> <p>(ホ) 重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な体制</p> <p>(2) 訓練の実施 重大事故に至るおそれがある事故に対処するため、複数機器の同時損傷及び火災の複数同時発生並びにこれらの重量を想定し、UF<sub>6</sub>の特性及びUF<sub>6</sub>の漏えい時の挙動並びに化学的毒性による作業環境の悪化を含む重大事故に至るおそれがある事故発生時の本施設の挙動に関する知識の維持・向上を図るための教育・訓練を実施する。また、非常時対策組織の活動に係る机上教育を実施するとともに、各班の活動に応じた個別訓練及び非常時対策組織全体で連携した総合訓練を実施する。</p> <p>・各班の個別訓練等を通じて、事故対処に使用する資機材、装備品の繰り返し取扱い訓練による技能の習熟を図るとともに、汎用機器の予備品交換等の経験などを積み、事故対処の資機材、装備品を熟知する。</p> <p>・訓練は、気体状のUF<sub>6</sub>等の化学的影響下での活動、夜間の視界不良、悪天候下等の厳しい環境を考慮して実施する。</p> <p>・事故の対策に必要な資機材、装備品及び手順書を明確にし、いつでも使用可能のように維持管理するとともに、教育・訓練より資機材、装備品を使用し、技能の習熟を図る。</p> <p>① 総合訓練(年1回以上) 重大事故に至るおそれがある事故を想定し、非常時対策組織全体で連携した対策活動に係る訓練を実施する。</p> <p>② 非常時対策組織各班による個別訓練(年1回以上) 重大事故に至るおそれがある事故を想定し、非常時対策組織の各班にて通報、避難誘導、救護、モニタリング、運転管理及び設備応急活動に係る訓練を実施する。</p> <p>③ 加工施設の知識向上のための教育(年1回以上)</p> <p>(3) 体制の整備 ①非常時対策組織 重大事故に至るおそれがある事故の対策活動を行うため、非常時対策組織を設置する。</p> <p>非常時対策組織には、実施組織及び支援組織を設置し、その役割、責任者(本部長、班長及び管理者)を定めるとともに、必要な要員数を確保する。</p> <p>また、対策活動の指揮命令を行う本部を設置し、指揮者となる本部長には濃縮事業部長がその任に当たるとともに、その代行者を明確にする。</p> <p>[ページ7-25～7-26]</p>	<p>左記のとおり事業変更許可に重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な体制(訓練の実施及び体制の整備)に係る記載があり、保安規定の記載と齟齬がない。</p>
<p>重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準</p> <p>1. 重大事故に至るおそれがある事故(略)</p> <p>1.1 体制の整備(略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 非常時対策組織の活動拠点 非常時対策組織の活動拠点として、各班の活動情報が集約でき、内外に指揮・情報連絡ができる機能を備えた緊急時対策所を設けるとともに、必要な通信連絡設備等の資機材等を備える。</p> <p>1.2 教育・訓練の実施(略)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 事故対処に使用する資機材等の繰り返しの取り扱いによる習熟、汎用機器の予備品交換等の経験等を積み、事故の対策に必要な資機材及び手順書を即時に使用可能のように整備し、それらを用いた事故時の対応の訓練を行う。</p>	<p>一、加工施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項</p> <p>ロ 重大事故に至るおそれがある事故 事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果</p> <p>(ホ) 重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な体制</p> <p>(2) 訓練の実施 重大事故に至るおそれがある事故の対策活動の知識・技能向上を図るため、対策活動を行う実施組織及び支援組織の要員を対象とした総合訓練、非常時対策組織各班による個別訓練等の教育・訓練を定期的に行う。</p> <p>訓練では、放射性物質や化学物質等の影響、夜間や悪天候下等の環境条件を想定し、事故対処に必要な資機材等を用いた訓練を実施する。</p> <p>(3) 体制の整備 重大事故に至るおそれがある事故の対策活動を行うため、非常時対策組織を設置する。</p> <p>非常時対策組織には、本部、実施組織として運転管理班、設備応急班、消火班、総務班及び放射線管理班を設置し、支援組織として本部事務局、技術支援班、救護班、厚生班、資材班及び広報班を設置するとともに必要な人員を確保し、指揮命令系統、役割分担、責任者等を明確にする。</p> <p>また、他の原子力事業者等から要員の派遣、資機材の貸与その他当該緊急事態応急対策の実施に必要な協力を得られる体制を整備する。</p> <p>(別-133～別-134)</p>	<p>(添付書類七)</p> <p>ロ 重大事故に至るおそれがある事故 事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果</p> <p>(ホ) 重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な体制</p> <p>(2) 訓練の実施 重大事故に至るおそれがある事故に対処するため、複数機器の同時損傷及び火災の複数同時発生並びにこれらの重量を想定し、UF<sub>6</sub>の特性及びUF<sub>6</sub>の漏えい時の挙動並びに化学的毒性による作業環境の悪化を含む重大事故に至るおそれがある事故発生時の本施設の挙動に関する知識の維持・向上を図るための教育・訓練を実施する。また、非常時対策組織の活動に係る机上教育を実施するとともに、各班の活動に応じた個別訓練及び非常時対策組織全体で連携した総合訓練を実施する。</p> <p>・各班の個別訓練等を通じて、事故対処に使用する資機材、装備品の繰り返し取扱い訓練による技能の習熟を図るとともに、汎用機器の予備品交換等の経験などを積み、事故対処の資機材、装備品を熟知する。</p> <p>・訓練は、気体状のUF<sub>6</sub>等の化学的影響下での活動、夜間の視界不良、悪天候下等の厳しい環境を考慮して実施する。</p> <p>・事故の対策に必要な資機材、装備品及び手順書を明確にし、いつでも使用可能のように維持管理するとともに、教育・訓練より資機材、装備品を使用し、技能の習熟を図る。</p> <p>① 総合訓練(年1回以上) 重大事故に至るおそれがある事故を想定し、非常時対策組織全体で連携した対策活動に係る訓練を実施する。</p> <p>② 非常時対策組織各班による個別訓練(年1回以上) 重大事故に至るおそれがある事故を想定し、非常時対策組織の各班にて通報、避難誘導、救護、モニタリング、運転管理及び設備応急活動に係る訓練を実施する。</p> <p>③ 加工施設の知識向上のための教育(年1回以上)</p> <p>(3) 体制の整備 ①非常時対策組織 重大事故に至るおそれがある事故の対策活動を行うため、非常時対策組織を設置する。</p> <p>非常時対策組織には、実施組織及び支援組織を設置し、その役割、責任者(本部長、班長及び管理者)を定めるとともに、必要な要員数を確保する。</p> <p>また、対策活動の指揮命令を行う本部を設置し、指揮者となる本部長には濃縮事業部長がその任に当たるとともに、その代行者を明確にする。</p> <p>[ページ7-25～7-26]</p>	<p>左記のとおり事業変更許可に重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な体制(訓練の実施及び体制の整備)に係る記載があり、保安規定の記載と齟齬がない。</p>

保安規定変更箇所（記載の適正化を除く）	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
		<p>・実施組織及び支援組織の各班の機能をあらかじめ明確にするともに、各班に責任者として班長及び副班長を配置する。</p> <p>・実施組織として、本施設の状態監視、運転操作、初期対応を行う運転管理班、漏えい箇所への閉止処置等の応急措置を行う設備急班、消火活動及び気体状のUF<sub>6</sub>等の工場等周辺への拡散抑制のための放水活動を行う消火班、避難誘導や被災者の救助等を行う総務班及び施設周辺環境測定、被ばく管理等を行う放射線管理班を設置する。実施組織体制を表7-2に示す。</p> <p>・実施組織には、複数機器の同時損傷及び火災の複数同時発生時において、工場等周辺への気体状のUF<sub>6</sub>等の拡散を抑制することを最優先に施設内外での活動が実施できる要員数を確保する。</p> <p>・技術支援組織として、技術的検討や資料作成を行う技術支援班を設置するとともに、運営支援組織として情報の収集・整理、本部決定事項の指示・伝達等を行う本部事務局、社外への広報活動を行う広報班、被災者の救済活動を行う救護班、必要な応急資機材の調達を行う資材班及び活動期間中に必要な食料の手配等を行う厚生班を設置する。</p> <p>・非常時対策組織の活動拠点として、各班の活動情報が集約でき、内外に指揮・情報連絡ができる機能を備えた場所（緊急時対策所）を設けるとともに、必要な通信連絡設備等の資機材を備え、常に使用可能な状態に点検・整備する。</p> <p>・重大事故等が発生した場合には、連絡責任者による召集等により必要な要員が参集し、非常時対策組織（実施組織及び支援組織）を立ち上げる。また、迅速かつ的確な情報連絡・要員召集を実施するために、通常勤務時間帯及び夜間・休日の連絡責任者が必要な要員を召集できるように資機材、装備品を整備するとともに、定期的に要員の召集訓練を実施する。</p> <p>② 自衛消防隊</p> <p>・自衛消防隊は、航空機墜落火災を含む敷地内の火災発生時に対応する実施組織及び支援組織を設置し、それらの責任の所在を明確にする。</p> <p>・自衛消防隊の長（管理権原者）は、「濃縮事業部長」とする。</p> <p>③ 防火・防災管理組織</p> <p>・火災時及び地震時における出火に備え、日常の防火・防災管理をするための防火・防災管理組織を設置する。</p> <p>・防火・防災管理組織の長（管理権原者）は、「濃縮事業部長」とする。</p> <p>④ 他の原子力事業者等による支援</p> <p>本施設において原子力災害が発生した場合に備えて、他の原子力事業者から要員の派遣、資機材の貸与その他当該緊急事態応急対策の実施に必要な協力を得られる体制を整備する。また、当社の他事業部間においても、同様の対応を図る。</p> <p>〔ページ7-23～7-25〕</p>	
<p>1.3 資機材等の配備</p> <p>各課長は、UF<sub>6</sub>漏えいに対処するために必要な資機材及び火災に対処するために必要な資機材等として、消防自動車、放射線測定機器類、通信連絡設備、化学防護服、防護具、貯水槽等を配備し、定期的に保守点検を行い、その機能を常に確保する。</p> <p>また、資機材等の保管場所に対する要件及び事故時の活動拠点の要件を考慮して、事故時の活動拠点及び資機材等の保管場所を整備する。</p> <p>なお、資機材等の保管場所に対する要件として、以下の事項を考慮する。</p> <p>① 大地震等の自然現象、航空機落下等の人為事象の影響を考慮した分散配置、離層配置及び固縛等の転倒・飛散防止対策</p> <p>② 事故対処が必要となしに短時間で資機材等が使用可能である場所への保管</p> <p>③ 屋内保管の資機材等は保管容器へ収納又は保管棚へ保管及び内部飛来物の影響を受けないための考慮</p> <p>④ 屋外保管庫は保管庫の損傷及び降雪・降灰した場合における資機材等の取出しに考慮すべき対応及び浸水に考慮すべき対応</p> <p>1.4 手順書の整備</p> <p>（略）</p> <p>2. 大規模損壊への対応</p> <p>（略）</p> <p>①～② （略）</p> <p>③ 工場及び周辺の状況を把握可能ように、可搬式の放射線測定器、半導体材料ガス検知器（HF検知器）、モニタリングカー、照明、化学防護服等の資機材等、装備品を配備し、定期的に保守点検を行い、その機能を常に確保する。</p> <p>④～⑤ （略）</p> <p>3. （略）</p> <p>図表一覧</p> <p>図-1 非常時対策組織（実施組織）の役割分担と要員数</p> <p>図-2 保安上必要な通路</p> <p>（表-1を削除）</p> <p>（表-1 重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な資機材等を削除）</p>	<p>一、加工施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項</p> <p>ロ 重大事故に至るおそれがある事故 事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果</p> <p>（ロ）重大事故に至るおそれがある事故の想定</p> <p>(1) 前提条件</p> <p>外的事象では、自然現象による外力の影響が地震による外力に包含されるため、設計を上回る地震力による共通要因故障で発生する複数機器の同時損傷を想定する。</p> <p>内的事象では、多重化した漏えいの検知手段（工程用モニタ等）、動作端（弁）、多様化した温度・圧力の異なる異常の検知手段等の安全機能の複数同時喪失を考慮するが、これら複数の安全機能の同時喪失は、設計を上回る地震力による共通要因故障に包含される。</p> <p>したがって、設計基準を超える条件として、外的事象の設計を上回る地震力が発生したことを条件とし、UF<sub>6</sub>を内包する機器の複数同時損傷と火災の複数同時発生を想定し、さらにこれらが重畳することを想定する。</p> <p>(2) 臨界事故の想定</p> <p>本施設においては、設計基準を超える条件においても臨界の発生は想定されないことから、重大事故に至るおそれがある事故として臨界事故の対策は要しない。</p> <p>(3) 核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の想定</p> <p>核燃料物質等を閉じ込める機能を喪失した場合の重大事故に至るおそれがある事故として、大気圧以上の圧力でUF<sub>6</sub>を取り扱う均質槽（中間製品容器）の損傷によるUF<sub>6</sub>の漏えい、大気圧未満でUF<sub>6</sub>を取り扱う機器の損傷によるUF<sub>6</sub>の漏えい又は火災により熱せられて気化したUF<sub>6</sub>が漏えいすることを想定する。</p> <p>UF<sub>6</sub>の特性から考えて、固体のUF<sub>6</sub>が機器の外へ大量に漏れ出すことは想定し難く、漏えいの可能性があるのは、液体及び気体のUF<sub>6</sub>であるが、これらは加圧源が断たれれば固体となるため、建屋外へ漏えいして工場等周辺に広範囲に拡散していくことは想定し難い。</p> <p>このため、想定される事故における漏えい継続時間は、均質槽（中間製品容器）の最大充填量の液体UF<sub>6</sub>が自然放熱により固体となるまでの時間に相当する時間を想定する。</p> <p>また、UF<sub>6</sub>を内包する機器がある管理区域内は、火災源となる燃焼物の存在が限られているため、燃焼が長時間継続する大規模な火災の発生は考えられない。これより、火災の影響を受ける可能性が考えられる事象として、UF<sub>6</sub>を内包する機器に近接した場所での火災を想定する。</p> <p>（別130～別131）</p>	<p>（添付書類七）</p> <p>ロ 重大事故に至るおそれがある事故 事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果</p> <p>（ハ）重大事故に至るおそれがある事故の対処</p> <p>(2) UF<sub>6</sub>の漏えいの対処</p> <p>① 事故時における留意事項</p> <p>UF<sub>6</sub>の漏えいが発生した場合、本施設で取り扱う放射性物質による線量は低いこと、放射線による対策活動への影響はないが、漏えい箇所周辺は気体状のUF<sub>6</sub>等に暴露されるため、これらの化学的毒性を考慮し、吸入及びHFの身体表面との接触を防止する必要がある。</p> <p>このため、UF<sub>6</sub>の漏えいに伴い発生したHFに対して、その濃度に応じた防護服等を装備して対策活動を行う。</p> <p>また、UF<sub>6</sub>の漏えい量が大きい液状中の均質槽からの漏えいの場合でも、加熱が停止すれば半日程度で漏えいは自然停止する。漏えいが停止するまでの間は、建屋周囲への放水により工場等周辺への気体状のUF<sub>6</sub>等の拡散を抑制するとともに、現場活動を行う際の判断基準を事前設定しておき、漏えい現場の状況・リスクに応じて漏えい箇所の閉止処置等の設備応急活動を行う。</p> <p>漏えいの発生している室内及び周辺で現場活動を行う場合の判断基準（活動時間及びHF濃度）は、10分（要救助者の救出活動時）及び10ppm（漏えい箇所の閉止処置等の活動時）に定め、従事者の安全を確保する。</p> <p>② 具体的対処</p> <p>UF<sub>6</sub>の漏えい又はそのおそれを確認した場合は、以下に示す事故の拡大防止及び影響緩和を実施する。</p> <p>a. 事故の状況把握に関して、プロセスデータ、工程用モニタ及び排気用モニタに加えて、これら監視機能が作動できなかった場合においても、事故の状況を推定するために有効な情報を把握できるようにHFセンサを均質槽付近等に設置する。HFセンサによるUF<sub>6</sub>の漏えい検知は、中央制御室に加え、モニタエリア及び2号発回均質室入口付近においても監視可能とする。また、現場における対策活動を行う際には、可搬式の半導体材料ガス検知器（HF検知器）を携帯して現場の状況を確認する。</p> <p>b. 中央制御室の監視操作盤にて手動により送排風機の停止・ダンプの閉止操作を実施する。これが不可の場合は、中央制御室に隣接している電源室の電気盤で電源断操作を実施する。</p> <p>c. インターロックは、フェールセーフ機構となっているが、作動が確認できない場合、これら操作を中央制御室において手動により操作する。さらに、手動操作が失敗した場合においては、中央制御室に隣接している電源室において、電源断の措置を講じる。</p> <p>d. 中央制御室の監視操作盤にて運転停止（カスケードのUF<sub>6</sub>排気回収及び加熱機器の運転停止）の手動操作を実施する。通常（ソフト）操作が不可の場合は、ハード操作を実施する。</p> <p>e. 2号発回均質室内に気体状のUF<sub>6</sub>等を閉じ込めるため、化学防護服（簡易型）及び呼吸用ボンベ付一体型防護マスクを装着して現場に向い、2号発回均質室入口付近が10ppm未満の場合には活動を開始し、2号発回均質室シャッタ前のカーテンを封鎖する。</p> <p>f. UF<sub>6</sub>が漏えいした場合は、消防自動車や屋上の放水装置（自加設置）による散水を実施し、敷地周辺への拡散を抑制する。具体的には、屋外への漏えいがないことが確実な場合以外（状況が不明な場合）は、工場等周辺への気体状のUF<sub>6</sub>等の拡散を抑制するため、消防自動車による散水及び屋上の放水装置による散水を実施し、工場等周辺への気体状のUF<sub>6</sub>等の拡散を抑制する。</p> <p>g. 非常時対策組織の要員・体制が整い次第、対応要員の安全を確保できる範囲で漏えい発生箇所における閉止処置等の設備応急活動を実施する。</p> <p>(3) 火災発生における事故の対処</p> <p>① 事故時における留意事項</p> <p>UF<sub>6</sub>を内包する機器に近接した火災として、均質槽の回転装置に用いる潤滑油の火災及びコールドトラップの冷凍機油の火災が考えられる。均質槽の回転装置における火災は、均質槽及び中間製品容器の二重のバウダリにより火災の影響を受けることはないが、コールドトラップの冷凍機油火災及びコールドトラップの損傷が同時発生した場合には、冷凍機油の燃焼熱によりUF<sub>6</sub>の圧力が上昇して漏えいし、周囲が気体状のUF<sub>6</sub>等に暴露される可能性がある。</p> <p>この点を踏まえ、ハロン消火剤・二酸化炭素消火剤による遠隔消火設備を設置し、室内に入室せず消火活動ができる設計とする。</p> <p>仮に、遠隔消火設備が機能しない場合を想定しても、火災の燃焼継続時間は数十分程度であり、火災による事故の拡大・連鎖がないことから、火</p>	<p>左記のとおり事業変更許可に重大事故に至るおそれがある事故の想定事象として、UF<sub>6</sub>の漏えい、火災及びその重畳の記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

保安規定変更箇所（記載の適正化を除く）	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
	<p>(二) 重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な資機材等 本施設では、重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な資機材等を整備するものとし、UF<sub>6</sub>の漏えいに伴う化学的影響を考慮したものとする。 資機材等については、対策活動に必要な保有数・容量を考慮するとともに、事故時に確実に使用することができるよう保管場所及び保管中の機能維持について考慮し、作業環境を踏まえた機能を有するものを配備する。また、アクセスルートを適切に考慮して事故時において確実に対策が実施できるようにする。</p> <p>[別-133]</p>	<p>事業変更許可（添付書類）</p> <p>災害発生現場で消火器を用いた初期消火活動よりも、UF<sub>6</sub>の漏えい時の対処に必要な資機材、装備品を用いて、気体状のUF<sub>6</sub>等の工場等周辺への拡散を抑制するための処置を優先的に実施し、UF<sub>6</sub>の漏えいがなく、火災単独事象である場合には、遠隔又は火災発生現場で消火活動を行う。</p> <p>② 具体的対処 火災の発生を確認した場合は、以下に示す事故の拡大防止及び影響緩和を実施する。 a. 火災の感知については、煙感知器に加えて、UF<sub>6</sub>を内包するコールドトラップ及び均質槽付近に感知方法の異なる種類の火災感知設備及び温度センサを組み合わせて多様化を図る設計とする。温度センサによる火災感知は、中央制御室に加え、モニタエリア及び2号発回均質室入口付近においても監視可能とする。 b. 火災が発生した場合は、中央制御室で遠隔消火設備の起動スイッチを操作する。散布剤はハロン消火剤、二酸化炭素消火剤の順に散布する。なお、二酸化炭素消火剤は入室者のいないことを確認後に散布を行う。中央制御室で遠隔消火を失敗した場合は、2号発回均質室入口付近又は1号均質室入口付近で起動スイッチを操作し遠隔消火を実施する。 火災が発生した場合は、遠隔消火ができるよう設計しているが、これが失敗した場合、対応要員の安全が確保できることを確認し、防火服を装着した対応要員によって現場に配備された二酸化炭素消火器により、消火活動を行う。 c. 中央制御室、2号発回均質室入口付近及び1号均質室入口付近での遠隔操作による消火に失敗した場合並びに遠隔消火設備を設けていない場所での火災の場合は、防火服及び呼吸用ボンベ付一体型防護マスクを装着し、火災の発生現場でUF<sub>6</sub>を内包する機器に近い場所から優先して、室内で現場配備の消火器（最初小型消火器を用い、次に大型の移動式消火器を用いる）により消火を実施する。火災のみの場合は、現場での消火活動上、排風機も運転を継続して排煙を行う。 d. 非常時対策組織の要員・体制が整い次第、対応要員の安全を確保できる範囲で火災発生箇所において消火器による本格消火を実施する。</p> <p>(4) UF<sub>6</sub>の漏えいと火災の重畳における対処 UF<sub>6</sub>の漏えいと火災が同時に発生していることを確認した場合は、気体状のUF<sub>6</sub>等の工場等周辺への拡散の抑制を優先的に実施するものとし、以下に示す事故の拡大防止及び影響緩和を実施する。 ① UF<sub>6</sub>の漏えいに対しては、中央制御室の監視操作盤及び中央制御室に隣接している電源室の電気盤における操作及び対応要員の安全を確保できる範囲で現場処置（化学防護服（簡易型）及び呼吸用ボンベ付一体型防護マスク装着による2号発回均質室前カーテン封鎖まで）を行い、並行して消防自動車及び屋上放水装置による放水を実施して気体状のUF<sub>6</sub>等の工場等周辺への拡散を抑制する。 ② 火災に対しては、中央制御室で起動スイッチを操作し遠隔消火を実施する。散布剤はハロン消火剤、二酸化炭素消火剤の順に散布するが、二酸化炭素消火剤は入室者のいないことを確認後に散布を行う。中央制御室で遠隔消火を失敗した場合は、2号発回均質室入口付近又は1号均質室入口付近で起動スイッチを操作し遠隔消火を実施する。 ③ 遠隔消火失敗及び遠隔消火設備を設けていない場所での火災の場合は、対応要員の安全を確保できる範囲で火災の発生している室内に入室して現場に配備された二酸化炭素消火器により、消火活動を行うとともに、漏えい箇所を冷却して漏えいを収束させる。</p> <p>[ページ7-18～7-20]</p> <p>(二) 重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な資機材等 事故の対処に必要な資機材として、消防自動車、放射線測定機器類、通信連絡設備、化学防護服、防護具等を整備する。また、対処に必要な量の貯水槽を整備する。これらの資機材は、必要な個数及び容量を整備する。さらに、大地震等の自然現象、航空機落下等の人為事象の影響により使用不可能とならないよう複数箇所に分散配置、離隔配置し、転倒・飛散防止対策を講じるとともに、短時間で活動場所へ移動できる場所に保管する。 本施設が大規模損壊に至る場合であっても、本施設専用の消防自動車より建屋及び建屋周辺に放水することで対処する。 重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な資機材等を表7-1、屋内の主要資機材置場を図7-1-1、屋外の主要資機材置場を図7-1-2に示す。</p> <p>(1) 保有数・容量に対する考慮 重大事故に至るおそれがある事故に対処するための活動が確実に実行できるようにするため、以下の基本的考え方に基づき必要な数量を確保する。 基準Ⅰ：化学防護服等の対策活動要員の人数分や活動単位毎に必要な資機材等は、資機材等の保管場所の地震等による損傷可能性、保管場所の敷等を考慮した上で必要数を確保する。 基準Ⅱ：ページング装置等の使用上各所に配備する資機材等は、故障等により使用できない場合でもいずれかの場所に配備した資機材等を代用して使用できるように必要数を確保する。 基準Ⅲ：チェンジングルーム等の他の代替方法で同様の要求機能が満足できるものは、代替方法も含めて必要数を確保する。 基準Ⅳ：初期対応等で運転管理班員、消火班員、指揮者等の対応者が直ちに使用する必要がある、特定の場所に配備する資機材等は、対応者の人数・使用方法に応じた必要数を確保する。 また、建屋周囲の放水活動に使用する貯水槽は、液体UF<sub>6</sub>の漏えい事故発生時に自然放熱によりUF<sub>6</sub>が固体となるまでの時間に相当する12～13時間、消防自動車及び屋上放水装置により放水することが可能な量として設計する。</p> <p>(2) 保管場所に対する考慮 ・資機材等は大地震等の自然現象、航空機落下等の人為事象の影響により使用不可能とならないよう複数箇所に分散配置、離隔配置し、転倒・飛散防止対策を講じるとともに、短時間で活動場所へ移動できる場所に保管する。 ・屋内保管の資機材等は、保管容器への収納又は保管棚へ保管し、地震による転倒・飛散防止対策を講じるとともに、内部飛来物の影響を受けないようにする。 ・屋外の保管庫は、損傷しても内部の資機材等を取り出し可能な構造とする。 ・屋外の保管庫は、除雪及び除灰により資機材等の取出しに支障のないようにする。 ・屋外の保管庫は、排水溝を有する敷地内への設置等により浸水して資機材等が使用不可能とならないようにする。 ・屋外の保管庫は、自然現象等による外力により、万一、損傷した場合でも、収納する資機材等が飛来物とならないように固縛等の対策を実施する。 ・屋外の保管庫は、防火帯の内部に設置し、オイルヤード等の火災発生の可能性がある場所から離して設置する。 ・屋外の保管庫は、航空機落下による損傷を避けるため、UF<sub>6</sub>を内包する機器を収納する建屋から100m以上離して設置する。</p> <p>(3) 機能維持に対する考慮 ・資機材等は、設計を上回る地震等の自然現象及び航空機落下等の人為事象による外力で損傷することを可能な限り防止する、又は汎用品の使用</p>	<p>左記のとおり事業変更許可に重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な資機材等に係る記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。 また、今回削除する保安規定添付2の表-1については、今後、事業変更許可の添付書類七の表7-1に記載されている具体的な資機材等の管理を保安規定第6条（品質マネジメントシステム計画）に定める社内要領類（加工施設 異常事象対策要領）で管理していくことから、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

保安規定変更箇所（記載の適正化を除く）	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
		<p>等により交換・修理が容易な設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資機材等は、定期的に保守・点検を行い、その機能を常に発揮できるようにする。</li> <li>・貯水槽は、鉄筋コンクリート造とし、1Gの静的地震力を受けた場合でも漏水が発生しない構造とする。</li> </ul> <p>(4) 作業環境に対する考慮</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重大事故に至るおそれがある事故発生時の現場環境（気体状のUF<sub>6</sub>等への暴露）及び悪天候等の条件を踏まえた資機材等を整備する。</li> <li>・停電、夜間等にも現場状況を把握可能な検知手段を整備し、検知手段の多重化・多様化を図る。</li> <li>・想定される高温状態でも使用可能な仕様の資機材等を配備する。</li> <li>・防護服装着時の熱中症対策として、保冷ベスト等を配備する。</li> <li>・想定される低温状態でも使用可能な仕様の資機材等を配備する。</li> <li>・放水活動に支障をきたすことのないように、貯水槽は地下に埋設して凍結を防止する。</li> <li>・放水活動（消防自動車・対応要員のアクセス）に支障をきたすことのないように、建屋の周囲は除雪・除氷する。強風時は建屋近傍に気体状のUF<sub>6</sub>等が滞留することなく近接可能であることから、安全距離を確保（地震によるコンクリート壁の剥落等を考慮）して可能な限り建屋に近接して放水活動を行う。</li> <li>・化学防護服は、HFが生地の表面に付着すると時間とともに浸透して生地を通過（破過）するため、破過までの時間余裕が十分ある仕様の化学防護服を配備する。</li> <li>・チェンジングルームは、HF濃度が1ppm未満、かつ溢水のない場所に設置する。</li> </ul> <p>[ページ7-21～7-23]</p>	

保安規定変更箇所（記載の適正化を除く）	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）			説明																																	
		表 7-1 重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な資機材等																																				
		資機材等	保有数・容量 <sup>201, 2, 3</sup>	主要保管場所 <sup>204</sup>																																		
		通信連絡設備	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1561 222 1849 254">ページング装置</td> <td data-bbox="1849 222 2294 254">II 工場各所、事務所に複数台</td> <td data-bbox="2294 222 2496 254">工場、事務所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1561 254 1849 285">所内携帯電話</td> <td data-bbox="1849 254 2294 285">II 非常時対策組織要員分</td> <td data-bbox="2294 254 2496 285">個人配布</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1561 285 1849 363">業務用無線設備 (アナログ式)</td> <td data-bbox="1849 285 2294 363">I 実施組織各班、本部、現場指揮者等の活動場所、 IV 組数等を考慮した数量 [同程度の予備確保]</td> <td data-bbox="2294 285 2496 363">工場、事務所他 [屋外資機材置場]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1561 363 1849 441">業務用無線設備 (デジタル式)</td> <td data-bbox="1849 363 2294 441">I 実施組織各班、本部、現場指揮者等の活動場所、 IV 組数等を考慮した数量 [同程度の予備確保]</td> <td data-bbox="2294 363 2496 441">工場、事務所 [屋外資機材置場]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1561 441 1849 518">緊急時電話回線 《代替品》 他の通信連絡設備</td> <td data-bbox="1849 441 2294 518">III 緊急時対策所（事業部対策本部室）の本部、各班 に各1台以上</td> <td data-bbox="2294 441 2496 518">事務所 [事務所、個人配布他]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1561 518 1849 550">ファクシミリ装置</td> <td data-bbox="1849 518 2294 550">II 緊急時対策所（事業部対策本部室）他に複数台</td> <td data-bbox="2294 518 2496 550">事務所他</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1561 550 1849 581">携帯電話</td> <td data-bbox="1849 550 2294 581">II 非常時対策組織本部、班長の人数分</td> <td data-bbox="2294 550 2496 581">個人配布</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1561 581 1849 604">衛星電話</td> <td data-bbox="1849 581 2294 604">II 緊急時対策所（事業部対策本部室）他に複数台</td> <td data-bbox="2294 581 2496 604">工場、事務所他</td> </tr> </table>	ページング装置	II 工場各所、事務所に複数台	工場、事務所	所内携帯電話	II 非常時対策組織要員分	個人配布	業務用無線設備 (アナログ式)	I 実施組織各班、本部、現場指揮者等の活動場所、 IV 組数等を考慮した数量 [同程度の予備確保]	工場、事務所他 [屋外資機材置場]	業務用無線設備 (デジタル式)	I 実施組織各班、本部、現場指揮者等の活動場所、 IV 組数等を考慮した数量 [同程度の予備確保]	工場、事務所 [屋外資機材置場]	緊急時電話回線 《代替品》 他の通信連絡設備	III 緊急時対策所（事業部対策本部室）の本部、各班 に各1台以上	事務所 [事務所、個人配布他]	ファクシミリ装置	II 緊急時対策所（事業部対策本部室）他に複数台	事務所他	携帯電話	II 非常時対策組織本部、班長の人数分	個人配布	衛星電話	II 緊急時対策所（事業部対策本部室）他に複数台	工場、事務所他											
ページング装置	II 工場各所、事務所に複数台	工場、事務所																																				
所内携帯電話	II 非常時対策組織要員分	個人配布																																				
業務用無線設備 (アナログ式)	I 実施組織各班、本部、現場指揮者等の活動場所、 IV 組数等を考慮した数量 [同程度の予備確保]	工場、事務所他 [屋外資機材置場]																																				
業務用無線設備 (デジタル式)	I 実施組織各班、本部、現場指揮者等の活動場所、 IV 組数等を考慮した数量 [同程度の予備確保]	工場、事務所 [屋外資機材置場]																																				
緊急時電話回線 《代替品》 他の通信連絡設備	III 緊急時対策所（事業部対策本部室）の本部、各班 に各1台以上	事務所 [事務所、個人配布他]																																				
ファクシミリ装置	II 緊急時対策所（事業部対策本部室）他に複数台	事務所他																																				
携帯電話	II 非常時対策組織本部、班長の人数分	個人配布																																				
衛星電話	II 緊急時対策所（事業部対策本部室）他に複数台	工場、事務所他																																				
		現場対処用 資機材・装備品	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1561 604 1849 682">汚染防護服 (PVA)</td> <td data-bbox="1849 604 2294 682">I UF<sub>6</sub>、HF のない場所で活動する人数分 (③、⑧、 IV ⑩、⑭、⑮、指揮者) [同程度の予備確保]</td> <td data-bbox="2294 604 2496 682">工場 [事務所]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1561 682 1849 760">化学防護服 (簡易型)</td> <td data-bbox="1849 682 2294 760">I UF<sub>6</sub>、HF 濃度が低い場所で活動する人数分 (①、 IV ④、⑤、⑨、⑫、⑬) [同程度の予備確保]</td> <td data-bbox="2294 682 2496 760">工場、事務所 [事務所、屋外資機材置場]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1561 760 1849 837">化学防護服 (耐HF仕様)</td> <td data-bbox="1849 760 2294 837">I UF<sub>6</sub>、HF 濃度が高い場所で活動する人数分 (②、 ⑪) [同程度の予備確保]</td> <td data-bbox="2294 760 2496 837">工場 [事務所]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1561 837 1849 915">フィルター付き防護 マスク (半面)</td> <td data-bbox="1849 837 2294 915">I UF<sub>6</sub>、HF の漏えいがない場所で活動する人数分 IV (①、⑧、⑩、⑭、⑯、指揮者) [同程度の予備確保]</td> <td data-bbox="2294 837 2496 915">工場、事務所他 [事務所、屋外資機材置場]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1561 915 1849 993">フィルター付き防護 マスク (全面)</td> <td data-bbox="1849 915 2294 993">I UF<sub>6</sub>、HF の漏えい可能性がある場所で活動する人 IV 数分 (③、④、⑤、⑫、⑬、⑭、⑮、指揮者) [同程度の予備確保]</td> <td data-bbox="2294 915 2496 993">工場、事務所 [事務所、屋外資機材置場]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1561 993 1849 1071">呼吸用ボンベ付一体型 防護マスク</td> <td data-bbox="1849 993 2294 1071">I UF<sub>6</sub>、HF の漏えいがある場所で活動する人数分 IV (①、②、⑨、⑪) [同程度の予備確保]</td> <td data-bbox="2294 993 2496 1071">工場 [事務所]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1561 1071 1849 1148">化学防護服用マイク スピーカ</td> <td data-bbox="1849 1071 2294 1148">I 呼吸用ボンベ付一体型防護マスク装着者の人数 IV 分 (②、⑪) [同程度の予備確保]</td> <td data-bbox="2294 1071 2496 1148">工場 [事務所]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1561 1148 1849 1205">携帯用照明器具</td> <td data-bbox="1849 1148 2294 1205">I 工場内で現場活動する人数分 (①、②、⑥、⑨) IV [同程度の予備確保]</td> <td data-bbox="2294 1148 2496 1205">工場 [事務所]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1561 1205 1849 1283">ガンマ線測定用サーベイメータ</td> <td data-bbox="1849 1205 2294 1283">I UF<sub>6</sub>漏えいの可能性がある屋内、屋外、工場周辺で IV 活動する際に各1台以上 (⑪、⑫、⑯) [同程度の予備確保]</td> <td data-bbox="2294 1205 2496 1283">工場、事務所 [事務所、屋外資機材置場]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1561 1283 1849 1360">表面汚染密度測定用 サーベイメータ (α・β線)</td> <td data-bbox="1849 1283 2294 1360">I UF<sub>6</sub>漏えいの可能性がある屋内、屋外で活動 (汚染 IV 検査含む) する際に各複数台 (①、⑪、⑫、⑭、 ⑮) [同程度の予備確保]</td> <td data-bbox="2294 1283 2496 1360">工場、事務所 [事務所、屋外資機材置場]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1561 1360 1849 1476">可搬式ダスト測定関連 機器 (サンブラ)</td> <td data-bbox="1849 1360 2294 1476">I UF<sub>6</sub>漏えいの可能性がある屋内、屋外で活動する IV 際に各1台以上 (⑪、⑫) [同程度の予備確保]</td> <td data-bbox="2294 1360 2496 1476">工場、事務所 [事務所、屋外資機材置場]</td> </tr> </table>	汚染防護服 (PVA)	I UF <sub>6</sub> 、HF のない場所で活動する人数分 (③、⑧、 IV ⑩、⑭、⑮、指揮者) [同程度の予備確保]	工場 [事務所]	化学防護服 (簡易型)	I UF <sub>6</sub> 、HF 濃度が低い場所で活動する人数分 (①、 IV ④、⑤、⑨、⑫、⑬) [同程度の予備確保]	工場、事務所 [事務所、屋外資機材置場]	化学防護服 (耐HF仕様)	I UF <sub>6</sub> 、HF 濃度が高い場所で活動する人数分 (②、 ⑪) [同程度の予備確保]	工場 [事務所]	フィルター付き防護 マスク (半面)	I UF <sub>6</sub> 、HF の漏えいがない場所で活動する人数分 IV (①、⑧、⑩、⑭、⑯、指揮者) [同程度の予備確保]	工場、事務所他 [事務所、屋外資機材置場]	フィルター付き防護 マスク (全面)	I UF <sub>6</sub> 、HF の漏えい可能性がある場所で活動する人 IV 数分 (③、④、⑤、⑫、⑬、⑭、⑮、指揮者) [同程度の予備確保]	工場、事務所 [事務所、屋外資機材置場]	呼吸用ボンベ付一体型 防護マスク	I UF <sub>6</sub> 、HF の漏えいがある場所で活動する人数分 IV (①、②、⑨、⑪) [同程度の予備確保]	工場 [事務所]	化学防護服用マイク スピーカ	I 呼吸用ボンベ付一体型防護マスク装着者の人数 IV 分 (②、⑪) [同程度の予備確保]	工場 [事務所]	携帯用照明器具	I 工場内で現場活動する人数分 (①、②、⑥、⑨) IV [同程度の予備確保]	工場 [事務所]	ガンマ線測定用サーベイメータ	I UF <sub>6</sub> 漏えいの可能性がある屋内、屋外、工場周辺で IV 活動する際に各1台以上 (⑪、⑫、⑯) [同程度の予備確保]	工場、事務所 [事務所、屋外資機材置場]	表面汚染密度測定用 サーベイメータ (α・β線)	I UF <sub>6</sub> 漏えいの可能性がある屋内、屋外で活動 (汚染 IV 検査含む) する際に各複数台 (①、⑪、⑫、⑭、 ⑮) [同程度の予備確保]	工場、事務所 [事務所、屋外資機材置場]	可搬式ダスト測定関連 機器 (サンブラ)	I UF <sub>6</sub> 漏えいの可能性がある屋内、屋外で活動する IV 際に各1台以上 (⑪、⑫) [同程度の予備確保]	工場、事務所 [事務所、屋外資機材置場]		
汚染防護服 (PVA)	I UF <sub>6</sub> 、HF のない場所で活動する人数分 (③、⑧、 IV ⑩、⑭、⑮、指揮者) [同程度の予備確保]	工場 [事務所]																																				
化学防護服 (簡易型)	I UF <sub>6</sub> 、HF 濃度が低い場所で活動する人数分 (①、 IV ④、⑤、⑨、⑫、⑬) [同程度の予備確保]	工場、事務所 [事務所、屋外資機材置場]																																				
化学防護服 (耐HF仕様)	I UF <sub>6</sub> 、HF 濃度が高い場所で活動する人数分 (②、 ⑪) [同程度の予備確保]	工場 [事務所]																																				
フィルター付き防護 マスク (半面)	I UF <sub>6</sub> 、HF の漏えいがない場所で活動する人数分 IV (①、⑧、⑩、⑭、⑯、指揮者) [同程度の予備確保]	工場、事務所他 [事務所、屋外資機材置場]																																				
フィルター付き防護 マスク (全面)	I UF <sub>6</sub> 、HF の漏えい可能性がある場所で活動する人 IV 数分 (③、④、⑤、⑫、⑬、⑭、⑮、指揮者) [同程度の予備確保]	工場、事務所 [事務所、屋外資機材置場]																																				
呼吸用ボンベ付一体型 防護マスク	I UF <sub>6</sub> 、HF の漏えいがある場所で活動する人数分 IV (①、②、⑨、⑪) [同程度の予備確保]	工場 [事務所]																																				
化学防護服用マイク スピーカ	I 呼吸用ボンベ付一体型防護マスク装着者の人数 IV 分 (②、⑪) [同程度の予備確保]	工場 [事務所]																																				
携帯用照明器具	I 工場内で現場活動する人数分 (①、②、⑥、⑨) IV [同程度の予備確保]	工場 [事務所]																																				
ガンマ線測定用サーベイメータ	I UF <sub>6</sub> 漏えいの可能性がある屋内、屋外、工場周辺で IV 活動する際に各1台以上 (⑪、⑫、⑯) [同程度の予備確保]	工場、事務所 [事務所、屋外資機材置場]																																				
表面汚染密度測定用 サーベイメータ (α・β線)	I UF <sub>6</sub> 漏えいの可能性がある屋内、屋外で活動 (汚染 IV 検査含む) する際に各複数台 (①、⑪、⑫、⑭、 ⑮) [同程度の予備確保]	工場、事務所 [事務所、屋外資機材置場]																																				
可搬式ダスト測定関連 機器 (サンブラ)	I UF <sub>6</sub> 漏えいの可能性がある屋内、屋外で活動する IV 際に各1台以上 (⑪、⑫) [同程度の予備確保]	工場、事務所 [事務所、屋外資機材置場]																																				



保安規定変更箇所（記載の適正化を除く）	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）			説明
		(つづき)			
		資機材	保有数・容量 <sup>※1, 2, 3</sup>	主要保管場所 <sup>※4</sup>	
		現場対処用 資機材・装備品	個人用外部被ばく線量 測定器 (APD)	I 実施組織要員、指揮者分 IV [同程度の予備確保]	工場、事務所 [事務所、屋外資機材置場]
			モニタリングカー 《代替品》 表面汚染密度測定用 サーベイメータ (α・β 線) 可搬式ダスト測定関連 機器 (サンブラ)	III 濃縮埋設事業所に1台以上 [代替品は各1台以上]	車庫 [屋外資機材置場]
			風向風速計 《代替品》 簡易風向風速計	III 濃縮埋設事業所に1台以上 [代替品は1台以上]	車庫 [屋外資機材置場]
			半導体材料ガス検知器 (HF 検知器)	I HF 漏えいの可能性がある屋内、屋外で活動する IV 際に各1台以上 (①、⑤、⑪、⑫、⑯) [同程度の予備確保]	工場、事務所 [事務所、屋外資機材置場]
			ガス採取器	I HF 漏えいの可能性がある屋内、屋外で活動する際 に各1台以上 (⑪、⑫) [同程度の予備確保]	工場、事務所 [事務所、屋外資機材置場]
		応急・復旧 工具等 その他資機材	閉止用資材 (バテ、木栓、鉛栓、ビ ニルシート)	I 屋内活動、屋外活動用に各1式以上 [同程度の予備確保]	工場、屋外資機材置場 [事務所]
			消石灰	I UF <sub>6</sub> 漏えい量 (約5t) 中和に必要な数量 [同程度の予備確保]	屋外資機材置場 [事務所]
			消石灰散布機	I 散布作業に必要な数量 [同程度の予備確保]	屋外資機材置場 [事務所]
			担架	II 工場他に複数台 IV	工場、事務所他
			除染用具 (ハンドブラシ等)	I 工場に1式以上 [同程度の予備確保]	工場 [事務所]
			発電機	I 非常時対策組織に1台以上 [同程度の予備確保]	屋外資機材置場 [事務所]
			電工ドラム	I 非常時対策組織に複数台 [同程度の予備確保]	工場、屋外資機材置場 [事務所]
			照明装置	I 屋内活動、屋外活動用に各複数台 (屋内では現場指揮所、チェンジングルーム、避 難経路等に設置) [同程度の予備確保]	工場、屋外資機材置場 [事務所]
			チェンジングルーム (テント) 《代替品》 養生シート、パーティション	III 非常時対策組織に1式以上 [代替品は1式以上]	工場 [事務所]
			HF 対応薬品	II 濃縮埋設事業所、再処理事業所に各1式以上	事務所、再処理事業所

保安規定変更箇所（記載の適正化を除く）	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明																																																												
		<p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1389 205 1852 233">資機材</th> <th data-bbox="1852 205 2288 233">保有数・容量<sup>※1, 2, 3</sup></th> <th data-bbox="2288 205 2496 233">主要保管場所<sup>※4</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1389 233 1852 296">消防用資機材・装備品 (O<sub>2</sub>及びHF 拡散抑制用の放水含む)</td> <td data-bbox="1852 233 2288 296">防火服 I IV 消火班（濃縮機主在）の人数分 ⑥ [同程度の予備確保]</td> <td data-bbox="2288 233 2496 296">工場 [事務所]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1389 296 1852 338">空気呼吸器</td> <td data-bbox="1852 296 2288 338">I 消火班（濃縮機主在）の人数分 ⑥ [同程度の予備確保]</td> <td data-bbox="2288 296 2496 338">工場 [事務所]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1389 338 1852 380">携帯用照明器具</td> <td data-bbox="1852 338 2288 380">I 現場対処用資機材に含む</td> <td data-bbox="2288 338 2496 380">工場 [事務所]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1389 380 1852 464">個人用外部被ばく線量測定器（APD）</td> <td data-bbox="1852 380 2288 464">I 現場対処用資機材に含む</td> <td data-bbox="2288 380 2496 464">工場、事務所 [事務所、屋外資機材置場]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1389 464 1852 506">サーモグラフィ</td> <td data-bbox="1852 464 2288 506">IV 運転管理班による初期消火活動用に1台以上 ①</td> <td data-bbox="2288 464 2496 506">工場</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1389 506 1852 548">消防自動車 (化学消防自動車)</td> <td data-bbox="1852 506 2288 548">III 濃縮機設置事業所に1台以上</td> <td data-bbox="2288 506 2496 548">車庫</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1389 548 1852 653">《代替品》 (消火) 可搬消防ポンプ、 可搬消防ポンプ運搬用軽トラック (放水) 屋上放水装置</td> <td data-bbox="1852 548 2288 653">IV [代替品は各1台以上]</td> <td data-bbox="2288 548 2496 653">[消防自動車（化学消防自動車）とは別の車庫、2号発回均質棟]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1389 653 1852 695">消火用水</td> <td data-bbox="1852 653 2288 695">II IV 工場構内に複数</td> <td data-bbox="2288 653 2496 695">工場構内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1389 695 1852 737">貯水槽</td> <td data-bbox="1852 695 2288 737">II IV 工場構内に複数</td> <td data-bbox="2288 695 2496 737">工場構内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1389 737 1852 884">屋上放水装置 (放水ノズル・ポンプ) 《代替品》 消防自動車 (化学消防自動車)</td> <td data-bbox="1852 737 2288 884">III IV UF<sub>6</sub> 漏えいの可能性がある2号発回均質棟屋上に配置 [代替品は1台以上]</td> <td data-bbox="2288 737 2496 884">2号発回均質棟 [車庫]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1389 884 1852 926">泡消火剤</td> <td data-bbox="1852 884 2288 926">II 消防自動車（化学消防自動車）装備品の予備として濃縮機設置事業所に1式以上</td> <td data-bbox="2288 884 2496 926">車庫（消防自動車（化学消防自動車）とは別）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1389 926 1852 968">防火服</td> <td data-bbox="1852 926 2288 968">I 消火班（再処理主在）の人数分 ⑦</td> <td data-bbox="2288 926 2496 968">再処理事業所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1389 968 1852 1010">空気呼吸器</td> <td data-bbox="1852 968 2288 1010">I 消火班（再処理主在）の人数分 ⑦</td> <td data-bbox="2288 968 2496 1010">再処理事業所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1389 1010 1852 1052">携帯用照明器具</td> <td data-bbox="1852 1010 2288 1052">I 消火班（再処理主在）の人数分 ⑦</td> <td data-bbox="2288 1010 2496 1052">再処理事業所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1389 1052 1852 1094">消防自動車 (化学消防自動車)</td> <td data-bbox="1852 1052 2288 1094">III 再処理事業所に1台以上</td> <td data-bbox="2288 1052 2496 1094">再処理事業所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1389 1094 1852 1136">《代替品》 動力ポンプ付き水槽車、 可搬消防ポンプ</td> <td data-bbox="1852 1094 2288 1136">IV [代替品は各1台以上]</td> <td data-bbox="2288 1094 2496 1136"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1389 1136 1852 1178">資機材搬送車 《代替品》 一般車両等</td> <td data-bbox="1852 1136 2288 1178">III 再処理事業所に1台以上</td> <td data-bbox="2288 1136 2496 1178">再処理事業所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1389 1178 1852 1220">緊急搬送車 《代替品》 一般車両等</td> <td data-bbox="1852 1178 2288 1220">III 再処理事業所に1台以上</td> <td data-bbox="2288 1178 2496 1220">再処理事業所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1389 1220 1852 1262">泡消火剤</td> <td data-bbox="1852 1220 2288 1262">II 消防自動車（化学消防自動車）装備品の予備として再処理事業所に1式以上</td> <td data-bbox="2288 1220 2496 1262">再処理事業所</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：ローマ数字は保有数・容量に対する考慮で規定する基準を示す  ※2：（ ）内丸数字は表7-2 実施組織体制表の必要人数と同じ  ※3：予備・代替品の保有数・容量は[ ]内に示す  ※4：予備・代替品の保管場所は[ ]内に示す</p> <p>[ページ7-27～7-29]</p>	資機材	保有数・容量 <sup>※1, 2, 3</sup>	主要保管場所 <sup>※4</sup>	消防用資機材・装備品 (O <sub>2</sub> 及びHF 拡散抑制用の放水含む)	防火服 I IV 消火班（濃縮機主在）の人数分 ⑥ [同程度の予備確保]	工場 [事務所]	空気呼吸器	I 消火班（濃縮機主在）の人数分 ⑥ [同程度の予備確保]	工場 [事務所]	携帯用照明器具	I 現場対処用資機材に含む	工場 [事務所]	個人用外部被ばく線量測定器（APD）	I 現場対処用資機材に含む	工場、事務所 [事務所、屋外資機材置場]	サーモグラフィ	IV 運転管理班による初期消火活動用に1台以上 ①	工場	消防自動車 (化学消防自動車)	III 濃縮機設置事業所に1台以上	車庫	《代替品》 (消火) 可搬消防ポンプ、 可搬消防ポンプ運搬用軽トラック (放水) 屋上放水装置	IV [代替品は各1台以上]	[消防自動車（化学消防自動車）とは別の車庫、2号発回均質棟]	消火用水	II IV 工場構内に複数	工場構内	貯水槽	II IV 工場構内に複数	工場構内	屋上放水装置 (放水ノズル・ポンプ) 《代替品》 消防自動車 (化学消防自動車)	III IV UF <sub>6</sub> 漏えいの可能性がある2号発回均質棟屋上に配置 [代替品は1台以上]	2号発回均質棟 [車庫]	泡消火剤	II 消防自動車（化学消防自動車）装備品の予備として濃縮機設置事業所に1式以上	車庫（消防自動車（化学消防自動車）とは別）	防火服	I 消火班（再処理主在）の人数分 ⑦	再処理事業所	空気呼吸器	I 消火班（再処理主在）の人数分 ⑦	再処理事業所	携帯用照明器具	I 消火班（再処理主在）の人数分 ⑦	再処理事業所	消防自動車 (化学消防自動車)	III 再処理事業所に1台以上	再処理事業所	《代替品》 動力ポンプ付き水槽車、 可搬消防ポンプ	IV [代替品は各1台以上]		資機材搬送車 《代替品》 一般車両等	III 再処理事業所に1台以上	再処理事業所	緊急搬送車 《代替品》 一般車両等	III 再処理事業所に1台以上	再処理事業所	泡消火剤	II 消防自動車（化学消防自動車）装備品の予備として再処理事業所に1式以上	再処理事業所	
資機材	保有数・容量 <sup>※1, 2, 3</sup>	主要保管場所 <sup>※4</sup>																																																													
消防用資機材・装備品 (O <sub>2</sub> 及びHF 拡散抑制用の放水含む)	防火服 I IV 消火班（濃縮機主在）の人数分 ⑥ [同程度の予備確保]	工場 [事務所]																																																													
空気呼吸器	I 消火班（濃縮機主在）の人数分 ⑥ [同程度の予備確保]	工場 [事務所]																																																													
携帯用照明器具	I 現場対処用資機材に含む	工場 [事務所]																																																													
個人用外部被ばく線量測定器（APD）	I 現場対処用資機材に含む	工場、事務所 [事務所、屋外資機材置場]																																																													
サーモグラフィ	IV 運転管理班による初期消火活動用に1台以上 ①	工場																																																													
消防自動車 (化学消防自動車)	III 濃縮機設置事業所に1台以上	車庫																																																													
《代替品》 (消火) 可搬消防ポンプ、 可搬消防ポンプ運搬用軽トラック (放水) 屋上放水装置	IV [代替品は各1台以上]	[消防自動車（化学消防自動車）とは別の車庫、2号発回均質棟]																																																													
消火用水	II IV 工場構内に複数	工場構内																																																													
貯水槽	II IV 工場構内に複数	工場構内																																																													
屋上放水装置 (放水ノズル・ポンプ) 《代替品》 消防自動車 (化学消防自動車)	III IV UF <sub>6</sub> 漏えいの可能性がある2号発回均質棟屋上に配置 [代替品は1台以上]	2号発回均質棟 [車庫]																																																													
泡消火剤	II 消防自動車（化学消防自動車）装備品の予備として濃縮機設置事業所に1式以上	車庫（消防自動車（化学消防自動車）とは別）																																																													
防火服	I 消火班（再処理主在）の人数分 ⑦	再処理事業所																																																													
空気呼吸器	I 消火班（再処理主在）の人数分 ⑦	再処理事業所																																																													
携帯用照明器具	I 消火班（再処理主在）の人数分 ⑦	再処理事業所																																																													
消防自動車 (化学消防自動車)	III 再処理事業所に1台以上	再処理事業所																																																													
《代替品》 動力ポンプ付き水槽車、 可搬消防ポンプ	IV [代替品は各1台以上]																																																														
資機材搬送車 《代替品》 一般車両等	III 再処理事業所に1台以上	再処理事業所																																																													
緊急搬送車 《代替品》 一般車両等	III 再処理事業所に1台以上	再処理事業所																																																													
泡消火剤	II 消防自動車（化学消防自動車）装備品の予備として再処理事業所に1式以上	再処理事業所																																																													

保安規定変更箇所（記載の適正化を除く）	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
<p>＜再掲＞</p> <p>2. 大規模損壊への対応 （略）</p> <p>①～②（略）</p> <p>③ 工場及び周囲の状況を把握可能なように、可搬式の放射線測定器、半導体材料ガス検知器（HF 検知器）、モニタリングカー、照明、化学防護服等の資機材<sup>書</sup>、装備品を配備し、定期的に保守点検を行い、その機能を常に確保する。</p> <p>④～⑤（略）</p>	<p>一、加工施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項</p> <p>ロ 重大事故に至るおそれがある事故 事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果</p> <p>（ハ）大規模損壊発生時の対応</p> <p>想定を上回る自然現象等による外力により、本施設が大規模な損壊に至ることがあった場合でも、大規模な火災が発生したときには、消火活動に当たり、建屋が大規模な損壊に至った場合には、建屋周囲への放水及びび漏えい発生箇所周辺へ直接放水することにより、工場等周辺への気体状のUF<sub>6</sub>等の拡散を抑制し、事故の進展防止、影響緩和を図るが、濃縮事業部単独での対処が困難なときは、他事業部及び他事業者へ協力要請を行う。</p> <p>また、これらの対策活動に必要な手順書、体制および資機材等を整備するとともに、対策活動の知識・技能向上を図るため、教育・訓練を定期的に行う。</p> <p>（別）134</p>	<p>（添付書類七）</p> <p>ロ 重大事故に至るおそれがある事故 事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果</p> <p>（ハ）大規模損壊発生時の対応</p> <p>想定を上回る自然現象等による外力により、本施設が大規模な損壊に至る場合でも、以下の対応を図ることにより、事故の進展防止、影響緩和を図る。また、これらの対策活動に必要な手順書、必要な資機材、装備品及び体制を整備するとともに、教育・訓練を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大型航空機の衝突により大規模な火災が発生した場合には、化学消防自動車により消火活動に当たる。</li> <li>・建屋が大規模な損壊に至った場合には、消防自動車による建屋周囲への放水及びび漏えい発生箇所周辺へ直接放水することにより、工場等周辺への気体状のUF<sub>6</sub>等の拡散を抑制する。</li> <li>・工場及び周囲の状況を把握可能なように、可搬式の放射線測定器、半導体材料ガス検知器（HF 検知器）、モニタリングカー、照明、化学防護服等の資機材、装備品を整備する。</li> <li>・濃縮事業部単独での対処が困難な場合は、他事業部及び他事業者へ協力要請を行い、必要な要員及び資機材、装備品の提供を受けて対策活動に当たる。</li> <li>・大規模損壊が発生した場合の対策活動にかかわる知識及び技能の維持・向上のため、総合訓練、非常時対策組織各班による個別訓練及び大規模損壊における本施設の挙動に関する教育を年1回以上実施する。</li> </ul> <p>〔ページ7-25～7-26〕</p>	<p>左記のとおり事業変更許可に大規模損壊に対処するために必要な資機材等に係る記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>